

## 監視専門調査会（第12回）議事録

1 日時 平成24年9月13日（木）10:00～12:00

2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	大谷 美紀子	弁護士
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会長代行
同	加藤 さゆり	長野県副知事、前全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	畠中 誠二郎	中央大学教授
同	原田 泰	早稲田大学教授
同	松下 光恵	静岡市女性会館館長
同	山本 隆司	東京大学大学院教授

4 議題

- (1) 平成23年（度）男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等の把握について
- (2) 女子差別撤廃委員会への追加的情報提供(民法改正関係)についてのフォローアップに関する関係府省ヒアリング(法務省)
- (3) 防災・復興における男女共同参画の推進についての今後の進め方

(配布資料)

- 資料1 男女共同参画会議専門調査会報告を踏まえた今後の取組事項及び当面の検討の進め方について
- 資料2 女子差別撤廃委員会への報告について
- 資料3 法務省配布資料
- 資料4 女子差別撤廃委員会への追加的情報提供骨子（案）
- 資料5 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度等の把握について
- 資料6 「ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている規制・制度・運用等」についての意見・提案募集の受付結果及び対応（回答）について
- 資料7 監視専門調査会における当面のスケジュール（案）
- 資料8 内閣府配布資料
- 資料9 第3次男女共同参画基本計画における成果目標/参考指標の動向

5 議事録

○鹿嶋会長 おはようございます。

ただ今から第12回「男女共同参画会議監視専門調査会」を開催いたします。

皆様、お忙しいところお集まりくださいまして、どうもありがとうございました。

議題に入る前に事務局に人事異動がございました。男女共同参画局長が9月11日付で交代しておりますので、佐村局長から御挨拶をお願いいたします。

○佐村局長 おはようございます。

ただ今御紹介をいただきました、この度、9月11日付で男女共同参画局長に異動いたしました佐村と申します。よろしくをお願いいたします。

もともと1980年、「国連婦人の10年」の中の年に旧郵政省に採用になりまして、その後、総務省となり、ここに来る前の直近1年ほどは、郵便局株式会社という全国の郵便局のネットワークを活用する会社に出向しておりました。

この分野の経験は大変未熟でございますけれども、一つだけ申し上げるとしましたら、平成14年から18年まで京都府におりまして、全国で46番目の都道府県としての男女共同参画条例を作ったという御縁がございます。これまでの業績をしっかりと踏まえながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○鹿嶋会長 調査課でも異動がありまして、深尾補佐、挨拶をお願いします。

○深尾補佐 9月10日付をもちまして、男女共同参画局調査課に配属になりました深尾と申します。

私は、旧厚生省のほうからこちらに出向という形で来ておりまして、旧厚生省では、主に医療とか福祉関係の畑を歩いてきましたので、男女共同参画関係のお仕事は初めてになります。これからいろいろと勉強させていただきたいと考えておりますが、皆様方にはいろいろと御教授いただくことも多いと思っておりますので、何とぞ今後ともよろしくをお願いいたします。

○鹿嶋会長 次に、8月1日に開催されました男女共同参画会議で私から報告いたしましたので、その中身を簡単に説明させていただきます。

私たちは、7月に「雇用・セーフティネットの再構築」「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」について取りまとめ等を行ってまいりました。

「雇用・セーフティネットの再構築」では、この専門調査会で、特に女性の割合が高いパートタイム労働の非正規労働問題を取り上げたわけですが、その均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の推進等に向けての法整備をお願いしたいということを申し上げました。

さらに、若者を初めとする雇用対策の強化に関連しまして、若者の雇用が劣化しております。貧困等、生活困難に直面する男女を増やし、それは家族の形成を困難にしかねないということも指摘いたしました。そのための一層の取組の強化が必要であるということも申し上げました。

もう一つのテーマ「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」ですが、これについては、配偶者控除、第3号被保険者制度の見直しが必要だということを改めて強調いたしました。特に配偶者控除につきましては、第3次計画において私どもは、縮小・廃

止を含めた見直しを検討を進めるということをお答申で申し上げ、かつ計画にも入っているわけですが、それについての議論を進めていただきたいということをお申し上げました。

そして、家族に関する法制の整備等につきましては、選択的夫婦別氏制度の導入を始めとする民法の改正の実現を改めて強くお願いしたわけでございます。その席上、滝法務大臣から、民法の改正について法案提出が見送られているけれども、法務省として今後とも改正に向けて努力していきたいという趣旨の発言がございました。

また、会議の場では、皆さんのお手元にある資料1の裏、2ページに【専門調査会の今後の調査方針】にあるとおり、防災・復興における男女共同参画の推進について監視を行い、今年のお年末までに一定の意見の取りまとめを行う、また、女子差別撤廃委員会最終見解への対応のうち、本年11月までに女子差別撤廃委員会に報告を予定している項目につきまして、引き続きフォローアップを行うということが決定されております。

以上が8月1日の男女共同参画会議での私の発言、意見、決定されたことの趣旨でございます。

それでは、本日の議事に入ります。

議事の都合によりまして、議題2の女子差別撤廃委員会への追加的情報提供についての内閣府及び法務省からのヒアリングを先に行いたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

○金子推進官 推進官をしております金子でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、資料2に基づきまして、女子差別撤廃委員会への報告の経緯について御説明をと思っております。

これにつきましては、昨年と同じように女子差別撤廃委員会への報告というものを提出しておきまして、そのときにも御議論いただきましたので、皆様御承知かと思いますが、改めて昨年の経緯についてお手元に配付させていただいているということでございます。

昨年は、8月に暫定的特別措置と民法改正についてフォローアップを出すことになってございまして、それに先立ちまして、5月にこの監視専門調査会で御議論いただいたわけでございます。8月にいたしました報告につきましては、同年11月に審査の結果として、女子差別撤廃委員会からの報告が戻ってきているところでございます。

その内容が2ポツとして書いてあるところでございますけれども、この中で「(2)民法改正」につきましては、1年以内に講じた施策について再度報告をするようにということで求められてございまして、本年11月がデッドラインであります。それに向けまして、関係府省のもとで報告を準備しておりますので、昨年同様、御議論をいただきたいと思っております。

もう一つ、お手元に資料番号のないカラーのコピーをお配りしてございます。これは何かと申しますと、女子差別撤廃委員会は、今年、設立から30周年を迎えるということでございまして、その記念の報告書を女子差別撤廃委員会で作られたようでございます。

この中で、抜粋として裏面にコピーがございますけれども、昨年、私どもから出した報告について言及がございます。これは、ポジティブアクションのを中心に書かれているかと思いますが、第3次基本計画に基づきまして、ゴール・アンド・タイムテーブルという形で、目標を定めてしっかりやっているということの評価をいただいているということでございます。あわせて御報告を申し上げます。

以上でございます。

○鹿嶋会長 次に、法務省からの説明をお願いします。

○堂菌参事官 おはようございます。

法務省民事局参事官の堂菌でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、法務省から民法改正の関係で御説明申し上げます。

お手元の資料3になりますけれども、それを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

今、御紹介がありましたとおり、昨年11月に女子差別撤廃委員会から民法改正案の採択について講じた措置について、1年以内に追加的情報を提供するようという勧告がされておりますので、この点について御説明申し上げます。

御承知のとおり、法務省では、平成8年の法制審議会の答申を受けまして、平成8年及び平成22年の2回にわたり、民法等の改正法案を提出すべく準備をいたしました。その内容は御承知のとおりかと思いますが、資料3の次のページにありますポンチ絵に記載してあるとおりでございます。

今回の勧告の対象となっている「選択的夫婦別氏制度の導入」「嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化」「女性の婚姻適齢の引上げ」、それから「その他」のところに書いてありますが、再婚禁止期間の短縮が用意した法律案の中に全て含まれているわけでございます。

なお、再婚禁止期間につきましては、勧告では廃止が求められておりますが、この点につきましては、法制審議会においても短縮という意見にとどめられておりまして、法務省としても廃止までは考えていないというところでございます。

このように、法務省では、二度にわたり民法等の改正に向けて準備を進めてきたわけですが、これらの内容を含む民法改正は、いずれも家族法制の根幹に関わる重要な問題であり、政府部内及び国民の間に様々な意見があったことから、いずれも法案の提出にまでは至りませんでした。

特に平成22年当時は、千葉法務大臣や福島少子化担当大臣が法案提出に強い意欲を示されていたわけですので、法務省としても民法改正の実現に期待を寄せていたわけですが、先ほどのような事情で法案提出には至らなかったもので、当時から選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正を取り巻く政治情勢には厳しいものがございましたけれども、現状もその点に変わりはないという状況でございます。

このような政治情勢を踏まえますと、議院内閣制のもと、行政庁として採り得る措置に

は限界があるというのが正直なところでございますが、法務省としては、見直しの意義や趣旨について国会議員あるいは国民各層に御理解をいただくよう、努めていくほかはないものと考えております。

このような観点から、法務省としては、選択的夫婦別氏制度の意義を説明したものや、選択的夫婦別氏制度に関して多く寄せられる疑問点等につきましてQ & Aの形式でまとめたものを法務省ホームページに掲載する広報を継続して行っております。

また、平成8年に法制審査会が答申した民法改正案要綱や、それを基に平成22年に準備した民法等改正の法律案につきまして、その資料を法務省の政策会議の資料として公表することも継続しております。

また、政府においてはこれまで、1996年、2001年、2006年と継続的に家族法制に関する世論調査を実施してまいりましたが、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正は、先ほど申し上げましたとおり、家族法制の根幹をなすものであるため、今後も国民意識の動向を把握した上で対応していくことが重要であると考えております。

昨年この会議で鹿嶋会長から、民法改正については政治的な決断が必要であるとの御発言がございましたが、今国会の会期中にも、超党派の国会議員が参加して、民法改正に向けた院内集会が開催されるなどしており、法務省としては国会の動向にも注視している状況でございます。

なお、児童虐待の防止等のための親権制度の見直しについて、平成23年に民法改正を行っておりますが、その中には、父母が離婚をする場合に子の監護について定めるべき事項として、親子の面会交流や養育費の分担があるということを示す改正を行いました。

これは先ほどお示ししました、平成22年に準備した法律案概要のポンチ絵がございしますが、「その他」の1行目、子の監護に関する事項の定めに関する所要の改正というものでございまして、この改正自体は親子に関するものでございしますが、これによって家族法制に関する関心が高め、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正に関する国民的な議論を活性化する契機になることを期待するとともに、平成8年の法制審議会答申分につきましても、可能な範囲でほかの法律と関連する部分については順次改正を行っていくことができるという選択をした一つの例として、御紹介することができるものだと考えております。

昨年及び今年の男女共同参画会議で法務大臣が今後も改正に向けて努力をしていきたいという表明をされ、本年1月27日の衆議院本会議では、野田総理大臣が民法改正については様々な意見があるが、引き続き政府及び与党間において議論していきたいという御発言をされております。

平成8年の答申から長く改正が実現できていないことは、法務省としても誠に残念でございますが、法務省としては、今後も国民各層の理解が得られるよう、努力をしていく所存でございます。

私からの御報告は以上でございます。

○鹿嶋会長 続いて、内閣府から追加的情報提供の骨子案についての説明をお願いします。

○中野渡補佐 資料4について説明をさせていただきたいと思います。

資料4が今回提出を考えております追加的情報提供の骨子(案)になります。

先ほどから御説明のあるとおり、女子差別撤廃委員会から情報提供を求められている事項としましては、民法改正法案の採択について講じた措置ということになっておりまして、現時点では、追加的情報提供に盛り込むべき事項としましては、男女共同参画会議における昨年の7月以降の議論、本年7月に取りまとめていただきました監視専門調査会の意見の内容などを盛り込むことを考えております。また、先ほどの法務省からの説明内容にもありましたが、法務省ホームページにおいて広報を行っていることなども盛り込むことを検討しております。

次のページには、参考として、昨年7月以降の男女共同参画会議における民法改正関係の発言を議事録から抜粋しております。

さらに次のページには、本年7月の監視専門調査会で取りまとめていただきました意見における民法改正関係部分の抜粋と、国会における議論の内容として、本年1月の野田総理大臣の衆議院本会議における答弁の抜粋を掲載しております。

現在、私どもで検討中の内容は以上でございます。

○鹿嶋会長 今の説明に対する質問、追加的情報提供が何かほかにあるのかどうかといったことを皆さんからお伺いしたいのですけれども、先ほど法務省からも説明がありましたように、民法の改正、特に選択的夫婦別氏の改正等については、行政庁として採り得る措置には限界があるとおっしゃっていました。私ども専門調査会もそれには理解を示し、参画会議の席上では、政治的決断が必要だということ何度か申し上げてまいりました。

8月1日の滝法務大臣の説明でも、前向きに努力していきたいと、このあたりまでの言質は引き出してあるわけですが、この問題を先に進めるのは現状ではなかなか難しいということがあるのです。

ただ、11月の報告は、結果ではなくプロセスです。進捗状況がどうなっているのだということ報告しなくてはなりません。そのあたりを皆さんの頭の中に置いていただきまして、今の説明に対する御質問、その骨子案に盛り込むべき内容としてこのままでいいかどうかといった議論をしていきたいと思っております。

御意見があればお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

○大谷委員 法務省からも御発言がありましたし、今、鹿嶋会長からも同じ御趣旨の御発言がございましたけれども、議院内閣制のもとで、行政庁として採り得ることに限界があると、その点に関して質問というか、教えていただきたいのですが、2009年の最終見解が出たときに、その中で、本日、全文を持っていないのですが、最終見解の内容を国会議員にも広く周知するようにといった内容の一項があったかと思っております。たしか最終見解については、当時、議員にも周知徹底されたのではなかったかと理解しております。

政治的決断で内閣で法案提出を決定されて、法案が提出されて審議されるというのがもちろん望ましいことですが、そもそも法案提出自体はほかの方法もあるわけで、先

ほど超党派の議員による国会での院内集会のことにも触れられましたが、今一度改めて全ての国会議員に対して、これは単に政府だけが、国連の女子差別撤廃委員会からやりなさいと言われていることではなくて、三権を含む、日本という国家、締約国に対する勧告なのだ。特に法の改正ということについては、議会による措置が必要なのだということに改めて認識していただくための、もう一度てこ入れといいますか、何かそういうものをこの段階でできないのかなと思っております。

○鹿嶋会長 何かコメントがあればどうぞ。

○堂菌参事官 御指摘いただきました点につきましては、持ち帰らせていただいて検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、なかなか全議員に対して周知するのは難しい状況がございます。

法務省でも、例えば平成23年12月に名古屋高裁で嫡出でない子の相続分に関する適用違憲の判断が出されたときに、それを契機としまして、特に与党法務委員会の国会議員の先生方のところを回って、こういう判決も出ていると、民法改正の必要性等についてもその際に御説明するという形で、御説明はさせていただいております。国会議員の先生方も、基本的にそういう政治的決断が迫られているのは分かっているということはおっしゃられるわけです。ですので、女子差別撤廃条約の内容について特に御存じないとか、そういう先生方は、少なくとも法務委員会の先生ではおられないとは考えております。

○鹿嶋会長 参画会議でも、出席していただいている閣僚の皆さんは理解をいただいているという印象はあるのです。ただ、理解と現実はまだ別の問題で、そこにギャップがかなりあるのかなという感じがいたしますが、なかなか難しい。ただ、いつも難しいでは一向に今後進まないことは確かですが。

いずれにしても、今日の議題は、プロセスを求められているわけで、資料4について何かほかに皆さんのほうで、こういうものは是非必要ではないか。加えるものがあるかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○二宮委員 資料4で、今後改正法案の動向についてどのような形で情報を提供するのが余り明確には見えていないのですけれども、資料2で確認すると、実際、別添3で日本語訳が載っていますから、それをもとにして見ていくと、7ページの下から2つ目の段落で「評価する一方、女性のみ課せられている廃止を規定しておらず」と一つ項目が上がっていて、8ページでa、bという形で明確に分けて、ある意味でどういう行動をとるつもりなのかということを問われている状況です。

aに関しては、今、御用意されている形の資料3で示されている情報の提供の仕方で十分なのかと思うのですけれども、bに関しては、先ほど口頭で、短縮が政府の方針であって、廃止は今その余地がないところなので、それを本来は明確に伝える必要がある。

そこでまだやりとりは続くことになるかと思っておりますけれども、本来聞かれていることはその2点のはずなので、誠実に答えようと思えば、a、bを明確に分けて、今の政府の見解を明確に示し、女子差別撤廃委員会との今後の建設的な対応を更に続ける必要があるの

ではないかと思えます。

○鹿嶋会長 廃止ではなく、閣議決定は短縮であるということを書いたらいいのではないかという意見ですね。

○二宮委員 明確にすべきだと。そうすることで、やりとりが顕在化すると思うのですが。

○鹿嶋会長 わかりました。

ほかに意見はありますか。

後で一括して法務省のコメントも聞きますが。

○畠中委員 こういう追加的情報の提供は大いにやっていく必要があると思うのですけれども、こういうことをきちんと女子差別撤廃委員会に誰かが行って、我が国の状況等について説明しているかどうかお聞かせください。

○鹿嶋会長 では、後でそれも一括にします。

岡本委員、質問があればどうぞ。

○岡本委員 資料4ではないのですけれども、先ほど法務省から国民各層の理解を深められるようにより一層努力をしたいというお話もありましたし、ホームページ等でその意義を周知しているということだったのですが、私は、法務省のホームページをいろいろ検索をしましたが、なかなかヒットしなかったのです。割と検索は得意な方だと思っているのですけれども、選択的夫婦別氏制度で検索をするとヒットが3件あったのですが、一つは「法務省事後評価実施結果報告書」というものと「人権教育・啓発白書」。この「人権教育・啓発白書」にはすごく期待をしたのですが、実際には、ここの会議等での議論というのでしょうか、そういった事実関係を書いてあるだけで、意義というものについて触れられているという理解が実はできませんでした。

Q&Aがあるとおっしゃいましたが、それも分からなくて、今、話題になっている民法772条、無戸籍の子供たちについてのQ&Aはすごくしっかりしていて分かりやすかったのですけれども、結局、私たち普通の人間が、例えばこの問題について関心を持って、どういう状況なのかということとはなかなか見ることができないといえますか、理解をすることができないのかなと思いました。この問題が家族観の中で重要なものであるということはよく理解できますけれども、その意味ではなおさら、国民の皆様方の理解への工夫も必要だろうと思えます。

NHKが2010年に「家族に関する世論調査」というものを行ったのですけれども、この中では、名字が違うことによって絆が薄まるかということ进行调查しているのです。40代の男性は63%がそう思うと答えていまして、女性では48%になっています。20代では、男女ともに影響はないと考えている人の方が多い結果となっています。このように家族観が変わってきています。もともと勧告では、世論調査の動向に左右されるべきものではないと指摘しているわけですが、それでもそこを気にされれば、しっかりそうしたことの調査も含めて、もう少し広報の仕方を工夫していただければと思います。

○加藤委員 御説明ありがとうございました。

今の岡本さんの御発言に関連して私も思っておりますことは、私は、昨年3月に今の職に就きましたけれども、私も仕事上は旧姓を使用いたしておりますので、就任直後の県議会の質問は、民法改正についての質問でございました。本年1月の野田総理の御発言の中にも民法改正については様々な意見があるという御発言もございました。

確かに本当にいろいろな御意見の方がいらっしゃるわけで、そのような方の御理解を得るべく、法務省の御説明の中でも、国民的な議論を得るべく活性化していく必要があるという御発言を頂戴いたしましたけれども、具体の形で、ただ今、岡本委員はホームページというお話もされましたが、やはり地方における説明会をすとか、いろいろなお考えの方に御理解を得るための、汗のかき方が、私どもとしては、足りていないのではないかということを実感しているところでございますので、そのあたりの取組も是非お願いを申し上げたいと思います。

○鹿嶋会長 それではまず、お二人の委員からホームページについて、発言がありましたが、それについて法務省の見解をお聞きしたいのですが。

○堂菌参事官 それでは、ホームページの点について御説明いたします。

先ほどの選択的夫婦別氏制度のQ&Aにつきましては、法務省の中の組織別の民事局のページの中に入っているわけでございますが、検索がしにくいという御指摘もございませう。今、実はホームページについてももう少し改良できないかということで作業をしている最中でございます。もう少し、すぐそのページに行けるような工夫ができないかという点についてはまた検討したいと考えております。

女子差別撤廃委員会に対する説明というのは、今回の勧告後にまた説明をしているかという御趣旨でしょうか。

○畠中委員 全体的に我が国の状況を、なぜ進まないのかとか、どこに問題があるのかとか、そういうことをきっちりと国連の女子差別撤廃委員会に説明されておられるかどうかということですか。

○堂菌参事官 その点につきましては、前回、女子差別撤廃委員会に対する報告をした際にも、改正が実現できていない原因などについて説明はしているわけですがけれども、今回の勧告があった後、今日までの間に具体的に、少なくとも法務省が何か説明をしているということはないと思います。

再婚禁止期間の短縮の点でございますが、これは現行の再婚禁止期間を、今、6か月となっているのを法制審議会の答申に合わせて100日にするというのが法務省が目指している改正ということになるわけですがけれども、これは一応、100日であっても再婚の自由という点からいえば、権利制限になっているということにはなろうかと思っております。

ただ、この法律の規定の趣旨というのは、基本的に子供の利益のために父子関係を安定させる。したがって、再婚禁止期間が短くなればなるほど逆に父親が誰であるのか、要するに父子関係に関する紛争は生じやすくなるという面はございますので、そういった意味で、これは再婚の自由と父子関係に関する紛争をできるだけ少なくするという二つの

要請のバランスをどこでとるのかという問題ではないかとこちらでは考えておきまして、その意味では、まさに立法政策でお決めいただくべきことではないかと考えております。

今回、法制審議会のほうでも、そういった意味で、完全に再婚禁止期間を廃止するということになりますと、今、申し上げた、逆に父子関係の紛争が生じやすくなるという弊害がございますので、そこまではなかなか難しいのではないかとということで、嫡出推定の重複が生じない、一番短い期間である100日に短縮するのが相当ではないかとということでこちらでも考えているところでございます。この点は、相反する二つの要請の調整をどこにとるべきか、ということでございますので、少なくとも女子差別撤廃条約でいう不当な差別ということには当たらないのではないかと考えているところでございます。

○鹿嶋会長 二宮委員、よろしいですか。

○二宮委員 法務省、そして法制局でつくった原案の趣旨は理解しています。問題としたのは、そのことを明確に伝えて、それに対してCEDAWがどう考えるのか、そのやりとりをきちっとするべきだという点です。

CEDAWのほうでは明らかにこのbのところを廃止という形を求めてきています。日本国政府は短縮で問題ないと考えてるので、特に何も対応する予定はないということであれば、そう答えなければ結局争点が隠れたままずっといってしまう。明確にされれば、恐らく、女性のみにというところから、もし期間設定が父子関係の安定上必要であったとしても、なぜ男性には100日を課さないのかといったような問いかけとなって、今後議論が続いていく形になるのだろうと想定します。その辺のところを正面切って受けて立っていくべきではないかと思えます。

○鹿嶋会長 では、まず先に法務省どうぞ。

○堂菌参事官 勸告では、2つの点についてどういう措置をこれまでとってきたのかということ指摘されてきましたので、それに対して講じた措置だけを今回は淡々と御説明するのか、更にもう少し根本の議論に立ち返って、そもそもこれが女子差別撤廃条約との関係でどういう観点に立つのかという点まで御説明したほうがいいのかというのは確かに十分検討すべき課題であると考えております。

○鹿嶋会長 原田委員、どうぞ。

○原田委員 御説明どうもありがとうございました。

夫婦別姓ですけれども、これは欧米とかイスラム圏ではどうなっているのですか。

○堂菌参事官 申し訳ありません。手元に詳しい資料がございませんので、欧米とイスラム圏でどうかというところは正確には申し上げられませんが、世界的にはどちらかを選択するのではなくて、選択的に別氏をとることもできるという法制をとっている国が多くなっているということは言えるかと思えます。

申し訳ございませんが、詳細については今、手元に資料がございません。

○原田委員 アメリカとかヨーロッパの大国についての十分な知識が今ないというのは変な感じがします。つまり、何かをしなければならぬときになると、役人は世界中のこと

をよく調べます。普通、欧米の大国について必ず調べます。ですから、それを調べていないのは不思議な気がしたのですが。

○堂蘭参事官 基本的に、選択的な夫婦別氏制度をとられている国が多いということはこちらでも承知しているところで、今、日本と同じような夫婦同氏制を採用している国として、インドなどが挙げられておりますけれども、夫婦同氏制を採用している国は少なくなってきたというのが現状であります。

○原田委員 アメリカの大統領夫人もミシェル・オバマではなくなるということがあり得るわけですか。

○鹿嶋会長 原田委員、法務省は手元に資料がないということですが、内閣府で答えられる範囲で答えてもらえますか。

○武川審議官 これは法律の改正を準備するときには法務省では十分にお調べになっているのですが、今はたまたま手元にないということであると思います。

同氏を強制している国が世界的にはほとんどないということで、一部、インドという話もありましたけれども、別に法律で決まっているわけではないということであると思います。慣習のようでありますので、法律上強制している国は日本だけであるとの調査結果もあると思います。

先ほどミシェル・オバマではなくなるのかという話もありましたが、選択ということでもありますので、もちろん別氏もとれるし、姓を組み合わせるというところもある。新しく夫婦で氏をつくるという選択もあるとか、いろいろ選択ができる。別に別氏を強制しているわけでもアメリカの場合はないと思います。中国とか韓国とかもともと別氏の国もありますが、欧米の国は選択できたり、姓を組み合わせたりというところが多いかと思います。

○鹿嶋会長 この議論については皆さんほかにもあるかもしれませんが、資料4の骨子案につきまして何を盛り込むかですが、例えば本日議論になりましたホームページの改善・改良作業中であるということ为先ほど言われましたので、そういう作業中であるということとは書けるだろうと思っております。

二宮委員からの廃止か短縮かという議論については預らせてください。審議会の答申に基づいたものですので、法務省ともう少し議論も必要になってまいりますので、それについては預かりということで御了解いただければと思っております。

大体何を書くか、いずれにしても、先ほどから言っていますように、今、日本政府はどのようなことをしているのですかという質問に対する回答をしなければなりませんので、私どもでこういう議論を地道にしているということ自体も回答の一つであろうと思っております。

皆さんでそのほかに、もし要望やリクエストがあれば、事務局にメール等々で出したいだけとお願いしたいと思っております。そのあたりのことは誠実に踏まえていただいて、そして、政府において責任を持って回答をしていただきたいと思いますと思っております。

この問題については、時間的な都合上、このぐらいにしておきますが、よろしいですか。

それでは、法務省の方はこれで結構でございます。

次の議題に移ります。

議題1の「平成23年（度）男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度の把握について」審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○中野渡補佐 それでは、資料5に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料5、1枚目が目次でございまして、2枚目以降が資料の本文になっております。

男女共同参画局におきましては、毎年、各省庁、都道府県、政令指定都市の御協力をいただきまして、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情内容の傾向、施策改善への反映状況、苦情処理体制及び男女共同参画に関する人権侵害事案の被害者の救済制度の状況等を取りまとめた上で専門調査会に御報告をさせていただいております。

それでは、資料5の説明に入りたいと思います。

まず、目次の次の右肩に資料5と書かれたページを御覧ください。

今回の報告は大きく分けて、Ⅰの男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理の内容と、Ⅱの男女共同参画に関する人権侵害事案の救済制度等の二つになります。

まず、一つ目の施策についての苦情処理内容について後説明いたします。

資料5-1、こちらは行政相談委員及び人権擁護委員に占める女性委員の推移を示しております。御覧のとおり、行政相談委員は横ばいという状況でございます。人権擁護委員は女性の割合が年々増えているという状況になってございます。

時間の都合上、次に参ります。

3ページ、資料5-2、都道府県・政令市における男女共同参画に係る施策の苦情処理の窓口の専従担当者数の推移でございます。

23年度につきましては、岩手、宮城、福島の3県を調査いたしませんでしたので、今般は、24年と22年を比較してみますと、施策の苦情処理体制については、表の左側の数字になりますが、こちらは微減、人権侵害被害者救済体制については増加となっております。

続きまして、4ページ目、資料5-3、こちらにつきましては、国に寄せられた男女共同参画の形成の促進に関する施策についての苦情処理件数を示したものでございます。

総数ですが、平成23年度は621件となっております。このほかに、後ほど説明をさせていただきますが、「ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている規制・制度・運用等」についての意見・提案募集を行っておりまして、それが374件ございます。合計すると、下の年次推移表の23年度のところにあるとおり、995件となっております。これを除いた621件の内訳を見ますと、上の表になりますが、カテゴリー別内訳の2番目、男女共同参画基本計画における第2分野のものになりますけれども、社会制度・慣行の見

直し、意識の改革が173件と一番多い。ほかには、9番目になりますけれども、女性に対する暴力が多い。また、4の雇用等の分野における男女の均等な機会待遇の確保が数字的には多くなっているという状況でございます。

具体的な苦情内容につきましては、別冊で参考1という資料を委員の皆様にはお配りしております。資料5の次に付いてございます。そちらに具体的な内容を記載してございます。

資料5-3に戻っていただきまして、次の5ページ目、こちらは「都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情処理件数」でございます。全体で100件となっております、複数のカテゴリーに計上しているものを除くと91件ということになります。

下の参考は件数の推移でございまして、平成23年度は昨年度に比べまして新規の受付は101件から43件に減っておりますけれども、処理済みの件数は54件から91件に増加しております。平成22年度は、ある特定の政令市におきまして多数の申出があったわけですが、それが年度をまたいで23年度にかけて処理をされていることによるものと考えられます。

なお、平成23年度におきましても、この同じ政令市で多数の申出がされている状況でございます。都道府県・政令市における具体的な苦情処理状況については、先ほどの参考1の後に参考2というものを委員の皆様へ配付させていただいております。

参考2の中で若干御説明をさせていただきたいと思っております。

右下にページで1/11という数字を書いておりますけれども、4/11と記載されたページの、項目番号で申しますと22番以降から、9/11の55番までの申出が全て同じ政令市に対してされている申出になっておりまして、これが全体の数を増やしているものでございます。

苦情の申出によって自治体はその取扱いを変更したという事案がございます。これは具体的には、3/11というページの項目番号の16番になります。これは大阪府の事案でございます。

こちらは、大阪府の教育委員会の通知によりまして、臨時的任用職員につきまして任用期間更新後の任用予定期間中に出産予定がある者については、任用の更新期間を産前休暇の取得可能日の前日までとする取扱いをするということが通知で定められていたわけですが、これが妊娠、出産を理由とした不利益な取扱いであるということで、大阪府の苦情処理機関に対して苦情の申出がされたという事案でございます。

この申出に対しては、大阪府の苦情処理委員から、こうした取扱いは不利益取扱であるので、改めるべきであるとの意見が出されまして、その結果に基づいて大阪府教育委員会が取扱いを改めたということです。

続きまして、また先ほどの資料5-3に戻っていただきまして、6ページ、都道府県・政令市における苦情処理体制の整備状況でございます。苦情処理体制の整備状況につきましては、47都道府県と20の政令市全てにおきまして処理体制が整備されているということでございます。

7ページ以下の資料5-4は、その具体的な内容となります。

次に、10ページ、資料5-5は「男女共同参画に関する人権相談及び人権侵害被害における被害者救済に関する処理状況」となっております。

まず、1の(1)でございますけれども、こちらは法務省の人権擁護機関が取り扱った女性に関する人権相談等の件数でございます。この法務省の人権擁護機関でございますが、法務省の本省、法務省の地方機関であります法務局、地方法務局及びその支局、人権擁護委員の方々ということになります。平成22年と23年の比較では、女性の人権ホットラインの相談件数が減っており、女性を被害者とする人権相談件数と人権侵犯件数は若干増加しているという状況でございます。

(2)は、都道府県・政令市における人権侵害相談等件数でございます。こちらは御覧のとおり、配偶者等からの暴力に関するものが最も多く、平成23年度では9万7,583件ということになってございます。

次の11ページ、こちらは人権侵害に関する相談・被害者救済についての都道府県・政令市における体制ですけれども、本年4月1日に熊本市が政令市に移行しましたが、熊本市以外の都道府県・政令市においては体制が整備されているという状況になってございます。

次に、12ページ、資料5-6、配偶者からの暴力等に関する相談件数でございます。

まず、上の表でございますけれども、これはこれまで御説明いたしました人権相談件数等から統計上可能なものについて配偶者からの暴力に関する相談件数を機械的に集計したものでございます。それぞれの相談ごとに定義が完全に一致しているわけではございませんので、あくまで御参考ということで集計をさせていただいたものでございます。

大変申し訳ございませんが、この表の数字に誤りがございまして、訂正をさせていただきます。資料5-6の上の表でございますけれども、1.の人権相談件数中のDV相談件数の23年度の数字と2.の人権侵犯件数中のDV案件数の23年度の数字でございます。人権相談件数の23年度の数字が3,174件で、人権侵犯の方が8,305件となっておりますが、これは数字が逆でございまして、人権相談件数が8,305件、人権侵犯件数が3,174件が正しい数字です。この訂正に伴いまして、その下のグラフも赤の四角で結ばれた線と黄色の三角で結ばれた線の23年度の数字が逆になりますので、訂正させていただきます。

下のグラフで見いただきますと、配偶者暴力支援センターにおける相談件数が8万2,099件で、8万件を超えている状況でございます。こちらにつきましては、DV法の認知が高まってきておりまして、DVについての国民の認識も高まっていることと、地方公共団体における相談支援体制の強化が、相談数の増加の背景にあると考えられております。

資料5-7は、「女性の人権ホットライン」の統計資料となります。

資料5-8は、法務省の人権擁護機関が取り扱った女性を被害者とする人権相談件数、人権侵犯事件数についての資料となります。

次の15ページから23ページまででございますけれども、こちらは都道府県・政令市における人権侵害の被害者救済・相談等に関する体制の具体的内容となっております。

最後に24ページには、参考資料1として、各自治体における苦情処理制度活用促進のた

めの取組を参考までに掲載してございます。

駆け足で恐縮でございますけれども、私からの説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 続いて、ワーク・ライフ・バランスも一緒にやってしまったほうがいいかな。金子さん、どうぞ。

○金子推進官 お手元の資料6に基づきまして御説明をさせていただきます。

昨年末から今年の1月下旬にかけて、ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている規制や制度等について国民の皆様から広く意見や提案を募集しておりました。委員の先生の方々の中にもお知り合いの方に御紹介いただいたり、自ら御意見をいただいたりという形で御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

おかげさまをもちまして、幅広い御意見をいただくことができて、いただいた意見をもとに、例えば今年の6月に取りまとめました、いわゆる「働く『なでしこ』大作戦」でございますけれども、その中にもいただいた意見の中から盛り込んだものがございます。また、それ以外のものにつきましても、関係する府省の方々にこういった意見があることは伝えまして、そして、それに対する考え方の回答をいただいたということでございます。

その内容が取りまとまりましたので、先日、これを私どものホームページ上で公表してございます。

厳密に言うと、これはパブリックコメントに似たようなもので、苦情処理とはちょっと性格の異なるものではございますけれども、御参考までにとということで配付をさせていただきました。

以上でございます。

○鹿嶋会長 二つ説明をいただきましたが、特に苦情処理と人権侵害について御意見があれば伺いたいと思っています。

苦情処理については、資料5-2の3ページで見ますと、やはり人数、常勤もかなり少なくなっていて、非常勤も少ない。多少、手薄感があるといえはるのですね。ただ、なかなか市民、国民の側で、男女共同参画行政に関する問題を発見して、それを行政相談委員などの窓口を通じて苦情として上げていくということ自体がなかなか難しいのかもしれませんが、このあたりについて皆さんから御意見があればお伺いしたいと思います。

ちなみに、4ページ、国に寄せられた苦情処理の中で一番多いのは、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しです。これについては一番多い。173件ございます。そのほかでは、女性に対する暴力、雇用の分野の均等待遇というものが多くなっております。

質問を含めてどうぞ。

○畠中委員 こういう統計は大変大事なことで、必要だと思います。ただ、大事なことは、毎年まとめました、作りましたということだけではなくて、男女共同参画局としてこれをいかに分析し、いかにこの施策に役立てるかが重要だと思います。それは重々承知されておられると思いますので、念のためということで申しそえておきます。

ちょっと疑問に思ったのは、委員限りの参考2、政令指定都市における男女共同参画に

関する苦情処理状況の御説明の中で、これを見ると、さいたま市が異常に多いのです。どうしてこう多いのかというのがわからなかった。同じ方なら熱心な方が多いな、という感じですけども、全く違う方だと、なぜさいたま市がこんなに多いのかな、という疑問が生じます。そういう分析も必要かなと思ってちょっとお尋ねしただけです。

○鹿嶋会長 それは答えられますか。

○中野渡補佐 ただ今の御質問のさいたま市の件については、同じ方だと聞いております。

○鹿嶋会長 ほかにありますか。

○大谷委員 2点あります。

1点目は、今の御意見にも関連するのですけれども、苦情の処理の体制ですが、資料5の6ページ、処理体制ということで、体制がどうなっているかということは御説明いただいていますし、処理窓口の専従担当者数は3ページで御説明いただいていますし、また、先ほど委員限りで見せていただいたものを見ますと、個別の意見についてどういう処理経過をされたかということはわかるのですが、先ほどの御指摘にもありましたように、この中からどういう苦情が多いかを分析して、ある程度の傾向とか問題について多くの苦情が寄せられている場合に、それを取り上げていくという、その体制が、拝見していますと、処理結果のほうで意見として伺ったとか、あるいは意見交換を直接行い業務上の参考としたという形で表現されているものが多いものですから、そのあたりのもう少し踏み込んだ、こうしたせっかく設けられている苦情処理の体制から吸い上げて、もう少し大きな構造的なところにつなげていくような仕組みはどうなっているのかなということをお伺いできればと思います。

もう一点は、質問というよりは意見に近いのですけれども、今日いただいた資料5の2ページ目で行政相談委員、人権擁護委員に占める女性委員の推移をお示しいただきました。

人権擁護委員は女性委員が徐々に増えているということで、よい傾向だと思うのですが、たまたま弁護士で人権擁護委員をされている方が何人かいらっしゃって、そういう方から直接お伺いした話ですので、全国で同じような体制かどうかはよくわからないのですが、お話を伺って若干びっくりしたこととしましては、例えば人権擁護委員が、市民の方からアクセスがしやすいようにということで、私が伺ったお話の都道府県の人権擁護委員の体制としては、御自宅の住所や電話番号を公開するような仕組みになっているということでした。

普通に考えると、例えば、私自信であれば、それではあまりなりたくないなと正直思うかもしれないと思ひまして、そのときにも、例えばですけども、アクセスしやすいということは非常に重要だと思いますが、そうであれば、自宅ではなくても、電話をどこかに1本、集中的に一つの電話番号にかけていただいて、それを転送するような方法とか、人権擁護委員になられる方の実態、特に女性委員が少ないというのが単にこれまでの慣行等からなのか、あるいはそういったことも場合によっては関係しているのかとか、もう少し原因究明をしていただいて、女性委員が増えるような施策を考えていただければと思ひま

した。

それが原因だったかどうかは全くわからなくて、たまたま伺った話を一つつなげて考えただけですので、もちろん調査等をしていただいた上で、そういうところにも原因があればということです。

○鹿嶋会長 内閣府からは説明がありますか、いいですか。

最初の質問ですけれども、各都道府県・政令市の処理の仕方について、私どもでいろいろ言うことはなかなか難しいと思うのです。これについては、苦情処理について、どうやればいいかを周知・啓発という視点で記載した冊子を作ればいいかなと思っているのです。

もう一つは、男女共同参画に関する施策についての苦情処理は非常に難しいのですね。参画行政についてよほど関心がない限りは、いわゆる物を申すということまですることが難しいと思うのです。ですから、そのあたりでどのように情報を吸収していくかというのは、一種の冊子のようなものを国が作って、都道府県・政令市・市町村まで含めて配付すればいいのかなと思っているのですが。

ほかに意見があればどうぞ。

○中野渡補佐 今の都道府県等への情報提供につきましては、これも毎年御報告をさせていただいておりますけれども、今回のような調査結果に基づきまして、その中で参考になる事例等を「苦情処理ガイドブック」を作りまして配付させていただいているところでございます。

先ほどの個別の苦情処理状況の回答の内容ですけれども、この苦情処理の申出も多様な方法があり、例えば男女共同参画局に文書で意見等をお送りいただく場合もございますし、直接要望書などをお持ちいただき、そこで意見交換をさせていただいているような場合には、その場で担当者がじかにお答えしている場合もございます。この資料ではそれぞれの苦情に対する処理内容について、統一的な書き方をしておりますけれども、男女共同参画局に寄せられた意見等については、いろいろなものがございまして、必ずしも内閣府だけで何かできるというものでもないものもあるものですから、そこにつきましては、各担当者において、その後の業務の遂行に際しての参考にさせていただいているところでございます。

○鹿嶋会長 松下委員はこういう問題は、静岡県においてどのように御覧になっておりますか。

○松下委員 女性会館では特に苦情処理は行っていません。県も市もそれぞれ条例に基づき、男女共同参画課が行っています。様々な電話をいただくことがあるのですが、そういうときに、本日の資料でも「御意見として伺った」とたくさん書いてありますけれども、そのようにお答えさせていただく苦情もあり、苦情の申出をされる方には様々なお考えをお持ちの方がいらっしゃるというのは実感しています。

○鹿嶋会長 行政相談委員は女性比率がやはり横ばい状態ですので、これも毎年議論になるのですけれども、行政相談委員の男性がお辞めになったときは、次は女性をとということ

で申し送りをして増やしていくしかないのではないかということは毎年議論になりますが、このあたりも少し考えていかざるを得ないのかなと思っております。

他はどうでしょうか。

○加藤委員 10ページの資料5-5、人権相談、人権侵害被害における被害者救済に関する処理状況の表があるのですが、これは大人に関するものという前提で理解するわけですね。子供は入っていないのですね。

○中野渡補佐 法務省と都道府県・政令指定都市のもの、両方についてでございますか。

○加藤委員 両方ともです。

○中野渡補佐 特に大人や子どもという区分に分けて調査してございません。女性に関するということで調査をさせていただいております。

○加藤委員 質問の趣旨は、教員から学校の女子生徒に対するスクールセクハラもいろいろなところで起きているわけです。こうまとまってしまうと、大人の女性なのか女兒なのかがわからないのです。実際に把握するためにデータのまとめ方をもう少し工夫していただけると大変ありがたいと思います。

○中野渡補佐 これらの表の件数は法務省及び都道府県・政令指定都市に依頼をして出しているのですのでけれども、そちらのほうで大人と子どもに分けて、現在、統計をとっているのかどうかもあると思いますが、今後工夫させていただきたいと思います。

○加藤委員 それは、国からこう聞かれているのでこう答えていると都道府県は考えていると思います。だから、内閣府から、年齢別にでも把握をして集計を上げてきてくださいとお尋ねいただくと、動いていくかなと思っているのですが。

○中野渡補佐 来年度の集計につきまして、参考とさせていただきます。

○鹿嶋会長 それでは、次の議題に移ります。

議題3の「防災・復興における男女共同参画についての今後の進め方」について審議をいたします。

防災・復興をテーマとすることについては、前回会合において調査会としてのコンセンサスを得た上で先ほど御説明したとおり、8月1日の男女共同参画会議において監視専門調査会として年内に意見の取りまとめを行うことが求められております。

本日は、今後の具体的な議論の進め方について議論をしたいと思っております。

議論の用に供するために、当面のスケジュール案を用意しましたので、事務局から説明をお願いします。

○中野渡補佐 それでは、資料7を御覧いただければと思います。

ただ今、会長から御説明がありましたとおり、年内に意見の取りまとめを行うことが求められておりますので、今年の年末までのスケジュールを示させていただいております。

まず、1の第12回監視専門調査会でございますけれども、これは本日でございまして、本日はこのスケジュール案を基に御審議いただければと思います。この後、内閣府男女局から防災・復興における取組について説明させていただきたいと考えております。

また、1の※でございますけれども、今回のテーマでは、後ほど説明をさせていただきますが、有識者・団体関係者の方からヒアリングを2回行うことを考えております。また、今般の東日本大震災から男女共同参画をめぐる様々な課題が生じているところでございますので、広く意見を聞く必要があると考えているところでございまして、現在、当局におきまして、男女共同参画の視点からの震災対応マニュアルの作成作業を進めておりますけれども、この過程におきまして、9月26日に関係団体の方から意見聴取の機会がございます。この機会を捉えて、今回の監視専門調査会の審議テーマについても意見の聴取をすることを考えております。そして、その聴取内容を10月5日の専門調査会で報告させていただくということを考えております。

次の10月5日でございますけれども、こちらは有識者・団体関係者のヒアリングを考えてございます。現在のところ、3名の有識者からお話をお伺いすることを検討しております。防災・復興と男女共同参画全般についての話、男女共同参画センターの役割についての話、あとは被災地における相談対応について、それぞれお一方ずつお話をお伺いすることを考えているところでございます。

次の10月19日でございますけれども、第2回目の有識者のヒアリングということでございます。こちらは今回の審議テーマにかんがみまして、仙台市において開催してはどうかということでございます。そこで、この調査会の委員でございます奥山仙台市長からのお話をお伺いできればと考えているほか、東北において活動されている団体・有識者の方から御意見をお聞きしてはどうかということでございます。

会議後、少々短い時間になるとは思いますが、被災地の視察を行ってはどうかと考えているところでございます。

次の11月9日に予定しております第15回の専門調査会でございますけれども、こちらは関係府省のヒアリングを考えております。ここでは、それまで2回の有識者・団体関係者のヒアリングで指摘されたいろいろな問題点につきまして、それを所管する府省からそれぞれの取組についてヒアリングすることを考えております。

さらに最後に、11月30日に予定されている会合で監視専門調査会としての意見を取りまとめてはどうかということでございます。

今後のスケジュールについての説明は以上でございます。

なお、本日、机の上に青色の厚いファイルをお寄せいただいております。こちらは防災・復興に関する法令等の基本的な資料や、男女局から発出された文章などをまとめたものでございます。

ファイルの後ろの方に青い見出し紙が入っているところがございまして、それ以降については、昨年3月から本年3月までに当局に書面等で寄せられました防災・復興に関する意見・要望をまとめたものでございます。こちらにつきまして今後の議論の参考とさせていただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 資料7に基づく今後のスケジュールです。具体的に始まるのは10月5日からですが、それについての御質問、御意見はありますでしょうか。予備日として12月6日を入れております。実質あと4回の中で何らかの結論をいただくということになります。

それでは、スケジュールにつきましては、この案のとおりといたしたいと思っておりますが、事務局から基本的な状況説明、情報提供を次にお願いしたいと思います。

○木下総務課長 総務課長の木下です。

防災・復興における男女共同参画の推進につきまして、特に内閣府男女局の取組を中心に、それだけではなくて、基本的な状況全般につきまして御説明差し上げます。

先ほど青い分厚いファイルがあるというお話がありましたが、これは御参考ということで、説明につきましては、横書きの資料8-1というものがありますので、それを中心に御説明差し上げます。

時系列的に追っていきますけれども、まず、今次の東日本大震災までの男女共同参画と防災との関係を1ページ目に書いてございます。阪神、中越を経て、防災行政においても、男女共同参画の視点、女性の参画といったものが必要であるという認識が高まりまして、左下のほうに行きまして、防災基本計画の中でも幾つかの改正におきまして、男女のニーズの違い、双方の視点への配慮、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立といったことが東日本大震災の前までにも既に盛り込まれてはおりました。

防災基本計画につきましては、東日本大震災を受けまして大きな改正が行われておりますので、それはまた一番最後に御説明差し上げます。

私どもの男女共同参画基本計画でも、第2次の中で、まず、防災の分野の男女共同参画を盛り込むとごく簡単に2次では書かれておりまして、3次計画になっては、全15分野の一つ、特に新分野ということで、「第14分野 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」といったことで取り上げたといったところでございます。

そうこうしているうちに、2ページ、大震災が発生いたしました。

性別死者数を左の下の方に記載してございますけれども、女性が男性よりも亡くなった方は1,000人程度多いというのが、この赤が女性ですので、見てとれると思います。この差はほとんど70歳以上の高齢の方の差によるものですが、女性がそもそも一般的に長寿であるといったこともございますが、結果的には、女性が男性よりも1,000人程度多いといったことが数字で見えてとれるところです。

3ページ、このような大変な被害があったわけですが、またかつ、先ほどのように防災基本計画や男女共同参画計画でも幾つか発意が見られたところではあったのですが、実際の被災地の現場では、男女共同参画の視点からは十分な対応ができていたとはとても言えなかったと思います。

男女局では、発災後すぐに職員を7日間ずつ継続的に現地に派遣いたしまして、職員が避難所に入り込みました。以下、これから申し上げますことは、職員が現地で見聞きしてきたことを中心にまとめたものです。

まず、当時の具体例としましては、左下のほうに書いてございますけれども、物資の備蓄や提供に関する問題がありました。女性用品、おむつ、粉ミルクがない。また、粉ミルクがあっても哺乳ビン、離乳食がない。女性用下着などが届いても、男性が配布しているために女性がもらいに行きづらいといったようなこと。

次に、避難所の運営に関する問題でも、授乳や着替えをする場所がなく、女性が辺りを気にしながら着替えていた。女性用の物干し場がなかったために、女性が干せなくて、結構悲しい思いをした。

最後のところで、瓦れき処理を行う男性には日当が出るのですけれども、女性には当然のように炊き出しというものが割り当てられました。しかも、これは当然のように日当が出ない、ただ働きということで、かつそういう仕事をさせられていると、自分の家庭の子供の面倒や両親の介護が十分に行えないといった事例も見られたところです。

これらの具体例から問題点をまとめたのが上のほうの四角でございますが、そもそも平時における防災の検討や避難所運営等の災害現場の意思決定にもともと平時のときから女性が参加しておりません。

下のほうに小さい字で書いてございますが、都道府県防災会議で女性が占める割合は4.5%。うち6都府県では女性委員がゼロという実情がございました。

避難所運営の中心を行う自治会長はほとんどが男性といったことで、そもそも意思決定に女性が参画できていなかった。

さらに、震災時には、本当に緊急事態ですので、みんな余裕がなくなることもあり、女性の視点まで気が回らず、配慮がなくなり、男だから、女だからというような、いわゆる固定的な性別役割分担といったものが急に表に回って再浮上してくるといったような、危機的な状況ではそういうことがよくあるということでございました。

4ページ、これらの状況を受けて、震災時に我々は何をしたかということですが、直後の3月16日から女性や子育てのニーズを踏まえた対応を関係方面へ働きかけました。これは現地に張りついている職員たちからいろいろな状況を吸収して、こんなことをしたほうがいい、あんなことをしたほうがいいといったことを発信していったということです。

女性用品、粉ミルク、離乳食などを物資に入れてください。

更衣室や男女別のトイレをつくってください。

避難所の運営体制についても、女性のニーズを酌み上げるような運営体制を整えてください云々ということをお各避難所を中心に、公共団体経由になりますけれども、そういうところに発信していった。なかなかメールもつながらないところでは、紙新聞等々といった紙ベースでも話をつなげていったといったことです。

5月になりますと、ちょっと落ちついたこともあって、他省庁の施策を含め、女性の就労等のために活躍できる支援情報の提供を始めました。これらをまとめたホームページの開設を始めています。

また、23年度、既に予算がいろいろついておりましたけれども、既存の予算を活用いた

しまして、まず、女性の悩み・暴力相談、アドバイザー派遣等の事業を内閣府として実施しました。

これは調査事業ですけれども、震災対応状況調査、これは青いファイルに入っておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

災害時における男女共同参画センターの役割調査といったものも作りました。

これらの結果を踏まえて、各関係団体へ働きかけるとともに、これらの結果を利用して、最後の1行に書いてございますけれども、現在、これらの調査の実施を踏まえまして、震災対応マニュアルを作成すべく、検討会を設けて検討を始めております。これの意見交換会が先ほどお話がありました、9月26日に1回目ということでございます。

5ページ、同様に私どもでやっている仕事として、被災地における女性の悩み・暴力相談事業というものがありますが、これは後ほど暴力対策推進室長から詳しく御説明申し上げます。

6ページ、避難所で集めました好事例を発災後1カ月後ぐらいからでしょうか、広く紹介いたしまして、ほかの避難所でもこういった事例をまねてくださいねといったことを記載したものです。

例えば女性専用スペースを設置している例があります。このことによって、交流の場、心境・不安を語り、相談等が肩肘張らずできる場になっていきますということ。

避難所での炊き出しや遺品や写真の洗浄をする人を役場が募集し、被災者の雇用を担っているといった例がありますといったこと。

プライバシーの確保といったことが途中から大分言われるようになりました。そうは言っても、荷物だらけですから、なかなか一斉にはできませんので、布団干しなどのときに一斉に皆さんで大掃除をして、うまくその間に間仕切りを設け、プライバシーを確保した例もありますよといったこと。

最後のところは、女性のリーダー会議を実施し、女性のニーズを反映させたり、区長と婦人部が協議して、女性の意見を吸い上げているといった運営体制を構築しているところもありますといったことを4月、5月ぐらいでしょうか、いろいろな避難所にお知らせしているといったことをしました。

7ページ、仮設住宅の段階でも同様のことを地方公共団体、関係機関、女性等のニーズを踏まえた対応を働きかけたといったところです。

安心・安全の確保のために、防犯ブザー、ホイッスル云々、死角が生じないように街灯をつくりましょうと。

さらに、孤独、孤立、引きこもりにつながらないように交流の場をつくったり、生きがいづくりを図ったりしたほうがいいですよということ。

コミュニティーの維持形成、交流促進のためには、このような集合スペースをつくったりといったことがいいですよ。

さらに、仮設住宅や地域コミュニティーの運営における主体としての女性の参画推進や

生活者の意見の集約と反映に御配慮願いたいといったことを、公共団体を中心ですけれども、避難所、仮設住宅を運営するところに情報提供したということです。

8ページ、復旧・復興に移った段階ですけれども、仕事、お金をどうやって得るかということになりますので、女性の起業・就労を支援すべく各地のモデルとなるような好事例をまとめて、これも広く紹介したといったことです。

被災3県におきまして、セミナー等の実施により、企業就労の支援をしております。

岩手、宮城の沿岸部の女性は、傷んだ漁網を使ってミサングをつくったりして、お金が入るとともに、生きがいにもなるといったこと。

内閣府の仕事ではありませんが、厚生労働省の緊急雇用創出事業等を活用して、被災者を雇用している取組があるので、こんなこともまねしてみてもはどうですかといったことを各地にモデル事例、好事例をお知らせしたということもしてございます。

9ページもお知らせベースですけれども、阪神・淡路のときの経験がそれぞれ被災地で役に立つのではなからうかということで、兵庫県の方々から協力をいただきまして、当時こんなことをやりましたといったことも皆さんにお知らせしているといったことです。これは後ほど御覧くださいと思います。

10ページ、このように、防災・復興の各場面におきまして、女性が主体として参画すること、男女共同参画の視点がちゃんと生かされる、要するにニーズがちゃんとくみ上げられるといったことが不可欠であるということ、私どもも多様な機会、場所を通じて各方面に働きかけましたし、私どものみならず、様々なNPOを初めとする団体が各省庁にも行きましたし、各先生方もいろいろ回られたと思います。

そういった力が相まって、10ページにありますように、東日本大震災復興基本法、復興への提言、復興への基本方針、それぞれにおきまして、このように、まず、女性の意見が反映されるべきこととか、声を上げにくかった女性などが主体的に参画することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。基本方針でも、男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進するといったことが盛り込まれています。

そして、これらの復興の基本方針を受けまして、私ども独自の事業としましても、補正予算や24年度の予算におきまして、悩み相談事業、先ほど出てきました震災対応マニュアルの作成経費といったものを予算でも頂戴したところです。

11ページ以降に移りまして、これらを受けて、更に国においても引き続き検討が進められまして、これは内閣府という話ではなくて、国全体のお話になりますけれども、同時並行的に法律や計画などの改正が進みました。11ページ以降、幾つか書いてございますが、順に御説明します。

まず、防災基本計画では、避難場所における女性や子育て家庭のニーズへの配慮や心のケアがより具体的に盛り込まれましたし、基本的な考え方についても、ここに書いてございます。同じような文言が多いので、ちょっと飛ばしながら御説明しますが、短く言うと、

女性の参画を事前から図るということ。それによって意見をちゃんと事前に反映させておくということ。男女共同参画の視点、ニーズをその場で、現地、現地で取り入れるということについてそれぞれ11ページから書いてございます。

12ページはより具体的な話の修正でございます。物資の調達、供給活動についても、男女のニーズの違いに配慮すべき。地域の復旧・復興の基本方向についても、女性の参画を促進すべき。防災まちづくりについても、女性等の意見が反映されるように努めるといったことまで書いていただいております。

13ページ、中央防災会議の中に防災対策推進検討会議という官房長官がトップの会議が設けられました。この会議では、今後の防災対策の基本をまとめたものですが、その中でも女性の参画、女性のニーズの反映といったことが各所に盛り込まれました。

同様の記述が多くございますので、繰り返しは飛ばしますが、中でも13ページの一番下の⑩男女共同参画の視点、「震災時における男女共同参画の視点から必要な対策・対応を取りまとめ、周知すべき」であるというのが、私どもでやります震災対応マニュアルの作成をちゃんとしなさいといったことの記述であります。

14ページ、一番下に災害対策基本法の改正を踏まえ、地方防災会議に積極的に女性委員を加えるべきであるという表現が書いてございますが、これはかねてから地方公共団体の防災会議の構成員は法定されておまして、ほとんど充て職が多かったものですから、女性の委員を入れ難く、女性の意思を反映することはできないというかねてからの懸案があったわけですが、15ページ、先の国会で災害対策基本法の改正が行われまして、その中で、真ん中の黄色の部分に赤字で書いてございますが「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」が会議のメンバーになれるということです。

運用通達を下の方に載せてございますけれども、この趣旨は、先ほどの繰り返しになりますが、男女共同参画の推進や多様な主体の参画を促進することにより、地域防災計画の充実を図るものである。したがって、ここに書いてある学識経験のある者というのは、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定しているとあります。

②のほうでは、「防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい」という旨を防災部局から公共団体へ通知されているところです。

16ページ、最後に国際的な働きかけについても御紹介しておきます。

国連に婦人の地位委員会という組織がありまして、毎年、ニューヨークで開催されてございますけれども、本年は、当時の男女共同参画局長が出席いたしまして、その中で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議」というものを提出し、コンセンサスで採択されました。

その内容は概要のところを書いてございますが、自然災害が女性、子供等、脆弱な人々に、より直接的な影響を与えること。また、包摂型の社会づくりが重要であることを認識し、各国や国際機関、NGO等に対し様々な取組を求める。防災、災害救援、復旧・復興全て

の段階においてジェンダーの視点を取り入れ、女性の参画を確保する。災害時の対応において女性やひとり親家庭等のニーズ、視点に配慮した支援を行う云々と、こういう決議を我が国から提案するのは実は初めてでしたので、一種、画期的なことが採択されたということがございます。

最後のページはこれまでお話したことや、青いファイルに入っています関連資料は男女局のホームページにありますという御紹介ですので、説明は省略させていただきます。

いろいろなことがありましたけれども、とにかく、女性が意思決定の主役になるということ、いろいろな場所で女性のニーズをちゃんと反映させるといったことについては、いろいろな場所で、いろいろな文章で取り組んでもられるようにはなったかと思っております。

私の説明は以上です。

○鹿嶋会長 続いて、男女局の暴力関係についての説明をお願いします。

○畠山暴力対策推進室長 内閣府男女共同参画局暴力対策推進室長の畠山でございます。

私のほうからは、「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業」について御説明いたします。

先ほど説明がありました資料の中、8-1の5ページ目に絵がありますけれども、それに基づきまして御説明させていただきます。

なお、8-1の後ろに8-2の冊子がついておりますけれども、これは相談事業について数値的なデータを取りまとめたものでございまして、いわば参考ということでございまして、こちらのほうは、今回詳細な説明は行いませんので、よろしく願いいたします。

まず、この事業ですけれども、大震災の発災によりまして、避難生活、生活不安によりまして、女性が抱える悩み、女性に対する暴力の発生ということが起こり得るわけでございますけれども、それに対応すべき地方公共団体等、それ自体が被災者であるという状況でございます。

ということでございまして、そうした地域の自治体では、十分に手が回らないという状況がありましたものですから、昨年5月から岩手県、9月から宮城県で行っていた事業につきまして、本年2月から福島県を含めた岩手、宮城、福島の3県体制で国の直轄事業としてこの事業を実施しておるものでございます。

まず、数字の紹介、データの紹介といたしましては、現在、集計が終了しております、23年度に行った事業のデータといたしまして、3県を通じました電話相談窓口での相談件数としましては、無言電話とかいたずらなどのデータを除きまして、合計で2,418件になってございます。

内訳といたしましては、岩手県が888、宮城県が1,166、福島県が364ということになってございます。その中で、配偶者の暴力に関する相談が大体200件ぐらいあるということでございます。

相談の中身ということでございますけれども、左下のほうに相談の傾向ということで

よっと書いてあるものもございしますが、必ずしも女性に対する暴力ということではなくて、心的な問題なども含めまして、極めて幅広い相談内容になってございます。書いてあることを読ませていただくことも含めまして、若干事例を紹介いたします。

まず、配偶者間の暴力に関しましては、配偶者がアルコール依存になってしまって、その結果、暴力も悪化しているでありますとか、避難先の移住環境になじめないということに基づくストレスから配偶者のいらいらが募って当たり散らすということ。

あるいは震災で住まいを失った結果、別居をしていた配偶者とよりを戻すような形で一緒に住み始めたけれども、暴力の被害に遭っているということ。そういうことの相談例がございします。

また、女性に対する悩み・暴力相談事業と書いてございますけれども、実は、宮城県のほうでは、男性相談についても受け付けておりまして、そうしたところでは、男性から、人前で弱みを見せられないということに起因する悩み。あるいは酒、パチンコといったところに依存しているということについての相談も多いということを知っています。

また、福島県につきましては、原発事故の関係で県外に避難されている方も多いうことでもございまして、県外の方からも相談を受け付けておるということでございます。その結果、県外からの相談が全体の4分の1弱、22.5%というデータでございまして、こちらのほうも相談内容といたしまして、いつのタイミングで帰郷したらいいのか判断がつかないとか、新しい土地になじめない。あるいは奥様のほうが地元から離れて、子供とともに避難しておるのですけれども、そういう子育てのストレスを感じていると。一方、地元に残った夫と会うときには互いのストレスがぶつかり合っけんかになってしまうということ。

また、当然のことながら、放射性物質への不安でありますとか、出産することへの不安といったことも相談内容としては多いということでもございます。

これらを通じて得られた結果をどう分析するかということにつきましては、まだちょっとその段階まで行っておりませんが、若干個人的な印象も含めた話をさせていただきますと、やはりそれまで何となく潜在化していた話が、震災という大きなものをきっかけに矛盾が噴出したりということによってあらわれた相談が結構多いという感じがいたしております。今回、東日本大震災ということで発生しましたけれども、恐らく日本国内どこでも同じような課題は潜在的にあるということでもございます。こうした今回の相談事業によって得られた教訓を今後起こり得る災害の場面でどう生かしていくかという観点から取組が必要かなと考えてございます。

なお、この事業につきましては、24年度以降も引き続き行ってございまして、24年度以降のデータにつきましては、まだ正式な集計は行っておりませんが、1か月当たり3件で、大体500件程度の相談が続いている状況でございます。

私からは以上でございます。

○鹿嶋会長 男女局の取組をお二方から説明いただきましたが、御質問、御意見があれば

お伺いしたいと思います。

畠中委員、どうぞ。

○畠中委員 11ページ、中央防災会議は内閣府にありますけれども、実際の施策は各省ですね。例えば避難所の運営は厚労省かな。実際は市町村だと思うのです。市町村の自治事務になっているのですか。

そうすると、11ページの避難所の運営管理のところ、24年3月に修正されたということですが、「特に」以下、こういうものを実際準備しているかどうかは、厚労省の所管になるわけですか。各市町村がこういうことに努めているかどうかを常日頃把握するのは厚労省になるのですか。

○木下総務課長 防災基本計画はそれぞれ各府省の担当が決まっております。多分ここは厚労省ではなからうかと思っておりますけれども、中央省庁で全て把握できるように各部分につきましてなっているはずでございます。

○畠中委員 なっているはずではだめなんだよね。書いたから各市町村が全部やっているとは限らない。常にこういうものはこう努めているかどうかを把握し、努めていなければ努めてもらうようにすることが大事ですので、書いたから安心だというわけにはいかないと思います。私どもの参画会議としては、その辺がどうなっているかも聞いてみる必要があるのではないかということです。

○鹿嶋会長 正確な情報は後で調べておいてもらいましょうか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 私は、資料1の当面の検討の進め方について、2の監視専門調査会の中に入っているのですが、統計における男女別データの整備は、具体的にどのようなスケジュールで進めていかれるのかを教えてください。

どうしてお尋ねするかといいますと、今、御説明をいただいたお話の中でも、畠山さんからお話でしたが、被災者の方たちは被災地にいらっしゃるだけではなくて、いろいろな県・地域に避難していらっしゃるわけです。ところが、各地域、各都道府県で女性の何歳の方がどのぐらいその県に避難をしていらっしゃるのか、お子さんがどのぐらいいらっしゃるのか、お年寄りの方、それも男性の方、女性の方がどのぐらい避難していらっしゃるのかというのがわからないのです。それは意識して被災者とひとくくりにするのではなくて、具体的に男女でどのぐらいの年齢の人が我が県、我が市に来ているのかというのを探りに行かなければわからないのだけれども、国としてもそういう問題意識を持って男女別のデータを早くとれるように仕組みをつくっていただかないと困るのです。なので、スケジュール感を教えてくださいというのが1点。

また、今日、資料8-1、とてもいい資料を作っていただいたので、これはまた啓発も含めて私も活用させていただきたいと思っております。地域に参りますと、男女共同参画の視点、女性の視点といっても、私も一昨日ある地域に行きまして聞かれました。それは何ですかと。女性の視点って何ですか、観光づくり、まちづくりで女性の視点、男女共同参画の視点と

おっしゃるけれども、具体的に何ですかと、これは地域で重ねて聞かれるのです。なので、内閣府で是非分かりやすい資料を、誰が持って回っても御理解いただけるような分かりやすい資料を是非作っていただきたいと思います。今日御説明いただいた資料もホームページにアップしていただけると思っていますので、活用させていただきたいと思いますけれども、分かりやすい資料作りを是非お願いしたいと思います。

○鹿嶋会長 資料1に基づく男女別データは特に東日本大震災を意識したテーマではありません。東日本大震災でも前に監視専門調査会で求人、求職、就職者の男女別という問題が出たのですが、後は厚労省の説明で、それはもうやっているのだということで、それで一応結論は得たのですけれども、おっしゃるように、男女別で被災者の被災状況、仕事の状況、就職状況等も分けて考える必要があると思うのですが、ここで書いているのはあくまでも、東日本大震災を意識したものではありません。2ページの上の3ポツのところです。

○加藤委員 そうすると、男女別データの整備については、今後この調査会で特に新たな取組をする予定はないと理解すればいいのですか。

○三上調査課長 資料1に書かれている男女別データの整備という意味では、今、鹿嶋会長から整理いただいたとおりです。今後、防災・復興における共同参画の推進の中で、被災地における男女別データの整備が必要だということであれば、それは当然、会議の意見として今回の意見の取りまとめの中に改めて書くということは十分あると思います。

○鹿嶋会長 そういうことで理解いただいていますか。

○加藤委員 被災地だけではないという私の疑問は。

○鹿嶋会長 今、言ったように、男女別データは必要であれば議論の対象に入れていくということです。ただ、ここで書いてあるものは、東日本大震災を意識したものではないということです。

○三上調査課長 補足させていただきますと、資料1のところに出てくる男女別データの整備は、第2分野のところでも議論した男女別の統計とかそういった、あるいは成果指標の中で男女別の集計がないものがまだあるとか、そういった流れの中から出てきた記述ですので、今後の防災・復興という文脈の中で男女別データの整備が必要ということであれば、それは今後取りまとめていただく意見の中に書き込むということかと思えます。

○鹿嶋会長 女性の視点等々の複雑さということで、木下総務課長は答えられますか。

○木下総務課長 一言でこれですというのはなかなか難しいところがあるのです。

○鹿嶋会長 経緯だけちょっといいますと、基本問題専門調査会のほうで、男女共同参画の視点か女性の視点かで随分議論したのです。私は、男女共同参画の視点がいいという立場に立ったのですが、女性委員の多くが女性の視点ということをかなり強調したわけですね。おっしゃるように、これを見ると、かなりいろいろな視点が入っているのです。女性の視点と、男女共同参画の視点、男女共同参画の観点、女性・生活者の視点、英文を翻訳した

ジェンダーの視点と5つ入っているのです。だから、確かに複雑だなという思いはあるのですが、ただ、これで見ると多少使い分けはしています。女性の視点と男女共同参画の視点は。

ただ、その視点の使い分けは基本問題専門調査会の中の決定事項です。それでこういうことで、確かに今になってちょっと複雑ではないかという声が出るかもしれませんが、そういうことで、一応、議論のプロセスを経てこういう言葉の使い分けをしているということです。

○加藤委員 私が申し上げた趣旨は、そこを整備してくださいという趣旨ではなくて、地域の人に女性の視点と言われたときに具体的に何ですかと尋ねられたときに、例えばAですね、例えばBですね、例えばCですねという分かりやすい説明のペーパーがもっとあると伝わるのではないですかと。それは具体的に8-1に書いていただいているから、ここにいらっしゃる方たちは女性の視点、男女共同参画の視点といたらAですね、Bですね、Cですねとみんな分かるかもしれないけれども、地域の人にも伝わるような啓発資材を是非今後も意識して作っていただきたいというお願いでございます。

○鹿嶋会長 もう一つ、何か答えを求められたものがありましたか。今、こういう質問をしたのだということで回答をもらいますので。

○加藤委員 道の駅話はまた後で伺います。ありがとうございます。

○鹿嶋会長 いいですか。

そのほかにこれに関連して質問、意見がある方は。

○大谷委員 地方防災会議に積極的に女性委員を加えるべきというお話ですけれども、3ページ、現在、都道府県の防災会議に女性が占める割合は4.5%だったと。法改正されて、今後積極的に増やしていくべきと。またそれが男女共同参画あるいは女性の視点を反映させていくための1つの方策だろうということで、よく分かるのですが、ただ、現在、4.5%というものが急に各地方防災会議で本当に増えていくかということ、なかなか一足飛びにはいかないのではないかなという感想を持っています。

そうだとすれば、もちろん女性委員を加えていくべきことも重要ですが、それがなかなか行き渡らない間にあっても、今、加藤委員がおっしゃったことにも関連するのですが、必ずしも女性委員が入っていなかったとしても、男女共同参画の視点というものを反映させる取組は、いわゆるグッドプラクティスみたいな、こういうところではこういう取組をされています、こういうものが例ですみたいなことを、どこかの地方防災会議で積極的にそういう取組をされたら、それが全国で共有されるような、そういう取組を内閣府の男女局でなさるということがあり得るのではないかと思います。

○鹿嶋会長 意見として聞いておけばいいですか。

○大谷委員 はい。

○鹿嶋会長 ほかにはどうですか。

松下委員、どうぞ。

○松下委員 先ほど、どんな方たちが避難してきているかわからないとおっしゃったのですが、静岡市女性会館で、被災して静岡にいらっしゃった女性に向けた講座をやるとうきになかなか応募がなくて困っていましたら、静岡市に転入されてきた世帯300件に広報を届けているということが分かりました。広報と一緒に講座のチラシをまかせていただいて語らいの場を設けることができました。行政も被災して転入してきた世帯は把握しているようです。

また、先ほど14ページ、地方防災会議に積極的に女性委員を加えるべきと明記していただいたのはとてもいいと思います。自分も静岡市の防災会議の委員ですけれども、前にも申し上げたと思うのですが、私が一番若い女性委員で、あとは充て職で、民生委員さんとか、女性の大きな団体の長である方が多くて、ご高齢です。もっと専門職で働いている看護師さんとか保育士さんとか、障害のある子を育てているお母さんたちなども委員に加わるといいなと思っています。このように明記されると、積極的にお願いしていけるので、とてもよかったですと思っています。

○鹿嶋会長 どうぞ。

○山本委員 今の地方防災会議の件ですけれども、これは改正法が施行されているのですね。

○木下総務課長 施行済みです。

○山本委員 施行済みですね。だから、地方公共団体としては、女性を増やそうと思えば増やせる状態になっているわけですね。その辺りはきちっとフォローしていく必要がある。

先ほどの資料9の成果目標のところでは、これは都道府県の防災会議ですが、女性委員がいないところがどれだけかという統計がありますけれども、今後はもう少し積極的に何%とかその辺りのところをもう少しちゃんとフォローしていく必要があるのではないかと思います。

○鹿嶋会長 それは可能ですね。

○木下総務課長 地方防災会議の女性委員の数につきましては、白書で公表しております。見れば自分の県は落ちているとか、ほかの県より大分劣っているとわかるものですから、そういう意味では、一種の公表による暗黙のプレッシャーといたしますか、そういうことはやっております。

○鹿嶋会長 そろそろ時間が来ましたが、ほかにどなたかあれば意見を伺いますが、よろしいでしょうか。

本日の議事は以上でございます。

次回は先ほどから申し上げましたように、有識者のヒアリングを行います。ヒアリングを行う有識者につきましては、防災・復興と男女共同参画全般についてお話しただけの方、そして防災・復興における男女共同参画センターの役割について話してただけの方、被災地において相談対応をされていて、相談から見えてきた課題についてお話しただけの方を考えております。確定次第、皆さんに連絡をいたします。

最後に事務局から連絡をお願いします。

○中野渡補佐 本日は御熱心に調査審議いただきまして、ありがとうございました。

議事要旨につきましては、会長の御確認後、速やかに公表させていただき、議事録につきましては、事務局作成案を本日御出席の委員の皆様に見ていただきまして、会長の御確認後、公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次回の監視専門調査会につきましては、10月5日金曜日の午前10時から12時30分までの2時間半の予定で開催いたします。場所は本日と同じでございます。

○鹿嶋会長 それでは、これで「監視専門調査会」の第12回会合を終わりにいたします。

どうもありがとうございました。